【誤りやすい事例 ⑥ - 申告書第 11 表の付表３関係 - 】

被相続人以外の名義の財産（預貯金）

私（国税一郎）は、父（国税太郎）の死亡に伴い、父の自宅の金庫を確認したところ、父名義の預金通帳のほかに、私名義の定期預金証書を見つけました。この定期預金は、父の収入から預け入れたものであり、父が管理・運用をしていました。

また、私は過去にこの定期預金について、贈与を受けたことはありません。

相続税がかかる財産の明細書
（現金・預貯金等用）

被相続人の氏名　国税　太郎

第11表の付表３

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。

項番	財産の明細 口座種別等	口座番号	国外	備考	所在場所等（上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他（所在地等））	数量	単価（円）	価額（円）	分割が確定した財産 財産を取得した人の番号	取得財産の価額（円）
1	普通預金	1234567			○○銀行 △△支店			2,187,200	2	2,187,200
2	定期預金	2345678			○○銀行 △△支店			20,000,000	2	20,000,000

誤

第11表の付表３には、被相続人である父名義の財産だけを記入すればよいと考え、私名義の定期預金は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税がかかる財産の明細書
（現金・預貯金等用）

被相続人の氏名　国税　太郎

第11表の付表３

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。

項番	財産の明細 口座種別等	口座番号	国外	備考	所在場所等（上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他（所在地等））	数量	単価（円）	価額（円）	分割が確定した財産 財産を取得した人の番号	取得財産の価額（円）
1	普通預金	1234567			○○銀行 △△支店			2,187,200	2	2,187,200
2	定期預金	2345678			○○銀行 △△支店			20,000,000	2	20,000,000
3	定期預金	3456789		国税一郎 名義	××銀行 ××支店			4,500,980	2	4,500,980

正

名義にかかわらず、被相続人（父）が資金を拠出しているなど、被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。

あなた名義の定期預金が被相続人の財産と認められるときには、第11表の付表３に記入することとなります。

○　被相続人名義以外の財産

名義にかかわらず、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことなどから**被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。**したがって、被相続人が購入（新築）した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の財産と認められる預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族の名義や無記名のものなどの被相続人名義以外のものも、相続税の申告に含める必要があります。